証券コード　4882
（電子提供措置開始日）　2026年６月３日
（発送日）　2026年６月８日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋箱崎町30番１号
株式会社ペルセウスプロテオミクス
代表取締役社長　横　川　　拓　哉

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所（東証）ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト：https://www.ppmx.com/ir/stock/meeting.html

東証ウェブサイト：https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Sho

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ペルセウスプロテオミクス」又は「コード」に「4882」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご欠席の場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができます。後述の株主総会参考書類をご検討の上、お手数ながら議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年６月23日（火曜日）午後5時30分までにご行使（インターネットによる議決権行使の場合は入力完了、書面（郵送）による議決権行使の場合は到着）くださいますようお願い申しあげます**（議決権行使の方法は、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）。

議案の賛否に関わらず、議決権を有効に行使していただいた株主の皆様には、株主様お一人につきクオカード（500円分）を株主名簿登録のご住所に後日郵送させていただきます。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力を完了してください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
2．場　　所　東京都中央区日本橋一丁目３番13号　東京建物日本橋ビル３階
コングレスクエア日本橋　ホールD
3．目的事項
報告事項　第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款の一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

・ 株主総会資料は、書面ではお送りせず、ウェブサイトに掲載して提供しております。お手数ですが、１頁URLにアクセスしてご確認くださいますようお願い申しあげます。なお、本招集ご通知には、お手元でも資料の要点をご確認いただけるよう、株主総会参考書類を掲載しております。
・ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「個別注記表」を除いております。従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部です。
・ 当日ご出席される株主様におかれましては、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後５時30分到着分まで



インターネットで
議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

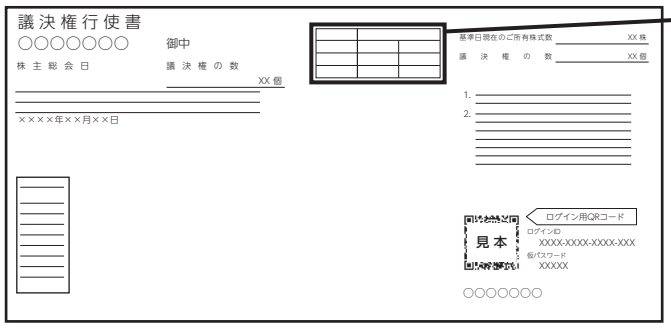

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２、３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

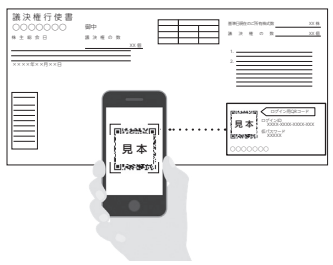

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

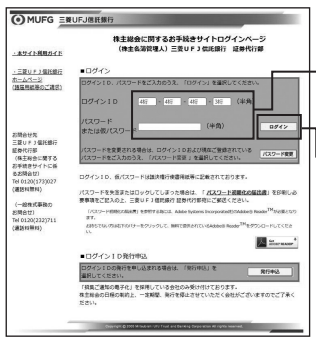

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

事　業　報　告

（2025年４月 １日から
2026年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は緩やかな回復を示したものの、中国経済の先行き懸念、ウクライナや中東の情勢等から、不透明な状況が継続しました。国内経済は、一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しましたが、物価上昇や米国の今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢等の影響に注意が必要な状況が続きました。

当社が属する医薬品業界におきましては、がんや認知症等、世界的に患者数が増えている疾患の治療法の確立が継続的な重要課題になっております。当社におきましては、創薬領域を中心に、積極的な事業展開を図りました。

各領域における成果は次のとおりです。

a. 創薬

当社の抗体取得プラットフォームを活用し、主にがん領域で抗体医薬品の開発を進めております。カドヘリン３（CDH3）を標的とするPPMX-T002及びPPMX-T004、トランスフェリン受容体１（TfR1）を標的とするPPMX-T003という３つの抗体医薬品の開発を進めているほか、これらに続く医薬品候補の評価・検討を進めております。

当社のパイプラインの状況は次のとおりです。

(a) PPMX-T002

PPMX-T002は、がん細胞で多数発現しているCDH3を標的とする抗体に、放射性同位体（RI）を標識した抗がん剤候補です。がん細胞上の標的に抗体が集積し、放射線を照射してがん細胞を殺傷する仕組みです。導出先の富士フイルム株式会社の事業方針の変更により、2022年３月に実施権が返還され、新たな医薬品候補として開発を進めております。富士フイルム株式会社の子会社が米国で行った第Ⅰ相試験においては、本抗体が標的のがん細胞へ集積することが確認されております。当社は、抗腫瘍効果をさらに高める目的でRIをイットリウム90（^{90}Y）からアクチニウム225（^{225}Ac）へ変更し、動物実験で効果が検証されました。これをもとに放射性医薬品開発会社を中心に導出に向けて活動を継続しております。

(b) PPMX-T003

PPMX-T003は、当社のファージライブラリの中から、ICOS法というスクリーニング技術を活用して取得したユニークな完全ヒト抗体です。標的となるTfR1は、細胞内への鉄の取り込みに関与し、増殖が盛んながん細胞に多く発現しております。本抗体がTfR1に結合すると、がん細胞への鉄の取り込みが阻害され、それによってがん細胞は増殖が抑制され抗腫瘍効果が得られます。

TfR1は、がん細胞のほかに、赤芽球細胞（赤血球になる前の細胞）にも多く発現しております。このため、まずは赤血球が異常に増える疾患である真性多血症（PV）を対象疾患として第Ⅰ相試験を国内で実施し、2024年６月に終了しました。

また、本抗体はアグレッシブNK細胞白血病（ANKL）という超希少疾患に対する有望な治療薬となる可能性が示されております。2022年３月及び2025年２月の二度にわたり、AMEDの「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」（以下「本事業」）に採択され、支援を受けております。本事業は、医師主導治験として第Ⅰ/Ⅱ相試験（以下「本治験」）を実施しております。これまで（2026年３月31日時点）の登録症例数は５例となっており、治験期間は2027年３月末までを予定しております。

このほか、急性骨髄性白血病、悪性リンパ腫等の血液がん及び固形がんに対する治療薬として、名古屋大学等と共同で創薬研究を推進しております。

当社は、PPMX-T003の価値最大化に向けて研究開発を進めると共に、導出に向けて活動を継続しております。

(c) PPMX-T004

PPMX-T004は、CDH3を標的とする抗体に薬物を結合した抗体薬物複合体（ADC）です。ADCは、たとえばがんを対象疾患とした場合、抗体ががん細胞上の標的に結合することにより、薬物をがん細胞まで届け、薬物ががん細胞を殺傷する仕組みです。抗体の安全性と薬物のがん殺傷性の高さを併せ持つ分子標的薬として、現在世界各国で開発が進められており、今後の成長が予測されております（注）。

PPMX-T004で使用する当社の抗体は、多くの固形がんに発現しているCDH3に強く結合するだけでなく、結合した後にはがん細胞内に効率よく取り込まれるように設計されております。また、抗体に結合させるリンカー及びペイロード（薬物）は、独自の技術を有するＵＢＥ株式会社から提供を受けて開発を進めております。当社の有する抗体とＵＢＥ株式会社のリンカー及びペイロードを組み合わせることで、動物実験で高い抗腫瘍効果が認められました。これを受けて、現在は予備毒性試験を進めており、2026年９月までに薬効と毒性のバランスを見極める見込みです。

（注）Towards Healthcare の予測によれば、ADC市場の規模は、2025年の135億ドルから2035年には326億ドルへ成長するとされております（年平均成長率9.23%）。

(d) 次世代創薬

次世代の創薬に向けて、PPMX抗体ライブラリ２を用いてデータベースを整備し、AI創薬による高難度抗原に対する抗体の取得及び抗体の最適化を進めております。当社が保有する、実験室で得られたデータとAIとの融合により、効率化された抗体設計を推進しております。

2025年11月に、あすか製薬株式会社と当社独自の抗体技術を駆使して新しい医薬品の創出を目的に締結した共同研究は予定通りに進んでおります。また、12月にEurus Therapeutics株式会社と締結した共同研究についても計画通り進捗しております。

b. 抗体研究支援

抗体研究支援の売上高は、規模の大きい案件の受注や案件数の増加、また、創薬企業ならではの知見を活かしたサービスの提供等により、40,270千円（前事業年度比65.4%増）となり、６期連続で増加しました。なお、新たな抗体研究支援サービスとして、ラクダ由来のVHH抗体ライブラリを用いた抗体スクリーニング・作製サービスの提供を、2025年５月に開始しております。

c. 抗体・試薬販売

抗体・試薬販売の売上高は95,237千円（前事業年度比0.8%減）となり、ほぼ前年並みでした。2025年４月に、ADC研究用抗体として抗Exatecan抗体及び疾患研究用抗体として抗GPR87抗体を発売しております。さらに10月には疾患及び代謝研究に利用可能な抗S1PR3抗体の販売も開始しております。

また、湧永製薬株式会社と共同で開発しているPTX3迅速計測キットについては、心血管疾患の一種（非公開）を対象とした体外診断用医薬品としての臨床性能試験が完了し、現在製造販売承認へ向けた準備を進めております。PTX3は、血管炎だけでなく、種々の炎症によっても血中濃度が上がることが知られており、今後多様な炎症性疾患の予後を予測する体外診断用医薬品としての研究開発を進めてまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は135,507千円（前事業年度比12.6%増）となりました。一方、研究開発費573,593千円を含む、販売費及び一般管理費は861,120千円（前事業年度比7.5%減）となりました。その結果、営業損失は744,955千円（前事業年度は営業損失826,430千円）となり、損失額は前事業年度に比べ81,474千円減少しました。経常損失は受取利息5,044千円、助成金収入53,311千円及び為替差益等14,077千円による営業外収益を

72,432千円計上しました。また、新株予約権発行費等による営業外費用を6,398千円計上したことにより、経常損失は678,921千円（前事業年度は経常損失829,829千円）となり、損失額は前事業年度に比べ150,908千円減少しました。さらに、当社が保有する固定資産につきまして「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損損失として37,260千円を特別損失に計上したこと等により、当期純損失は718,108千円（前事業年度は当期純損失904,800千円）と前事業年度に比べ186,691千円減少しました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は9,343千円であり、全て研究開発用設備であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、第29回新株予約権の発行に伴う払込により2,980千円、新株予約権の一部行使による株式の発行により500,500千円を資金調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 23 期 (2023年３月期)	第 24 期 (2024年３月期)	第 25 期 (2025年３月期)	第 26 期 (当事業年度) (2026年３月期)
売　　上　　高 (千円)	94,201	100,402	120,375	135,507
経 常 損 失 （ △ ） (千円)	△689,604	△879,380	△829,829	△678,921
当 期 純 損 失 （ △ ） (千円)	△786,999	△1,104,460	△904,800	△718,108
１株当たり当期純損失 (△) (円)	△66.93	△93.69	△63.41	△48.17
総　　資　　産 (千円)	2,566,650	1,693,810	1,818,837	1,623,541
純　　資　　産 (千円)	2,396,545	1,398,344	1,432,406	1,217,770
１ 株 当 た り 純 資 産 (円)	201.13	110.94	91.74	66.91

(注) １．記載金額は、千円未満を切り捨て、１株当たりの当期純損失（△）並びに１株当たり純資産については、小数点第３位を四捨五入しております。

２．１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数はいずれも自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は「最先端の抗体技術で世界の医療に貢献する」ことを使命として、がん及びその他の疾患の治療のための抗体医薬品の研究開発を進めております。この使命のもとで、当社は、以下の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① 既存のパイプラインの開発

当社は現在、抗体医薬品候補として、PPMX-T002、PPMX-T003という２つのパイプラインの開発を進めております。研究開発先行型のビジネスモデルであるため、既存のパイプラインの開発を着実に進め、導出することで収益を改善し、新たな医薬品候補を継続的に創出することが、企業価値向上には必須であると認識しております。

なお、それぞれのパイプラインの具体的な進捗につきましては、「1.会社の現況　(1)当事業年度の事業の状況　①事業の経過及び成果　a.創薬」をご覧ください。

② 次期パイプラインの探索研究

複数の大学、研究機関及び企業等の継続的な共同研究によって、PPMX-T004をはじめとした次期パイプラインの創出に向けた、候補標的の評価データの収集を行っております。また、標的に対する最適な抗体を獲得するためのAIの活用を含めた新技術導入も積極的に行っており、新たな抗体医薬品シーズの探索研究をさらに進めてまいります。

③ 抗体研究支援及び抗体・試薬販売の拡大

抗体研究支援については、複数の大学・研究機関・企業等との共同研究を通じて得られた新たなお客様のニーズに応え、支援メニューの拡充および売上増を図ってまいります。また、抗体・試薬販売については、新製品の継続的な投入に加え、当社抗体の論文での使用事例および企業における使用事例をホームページ等で具体的に発信することで、研究者・企業からの支持拡大および受注増を目指してまいります。

④ 新しいサービスの提供

抗体医薬品業界においては、抗体薬物複合体（ADC）や放射性同位体標識抗体等の研究開発も盛んとなっております。当社の優れた抗体ライブラリや抗体技術を活用し、業界動向に沿った新たなサービスの提供を行ってまいります。

⑤ 研究開発資金の調達

当社のビジネスモデルは、多額の研究開発費用が先行して必要となるため、導出契約の締結を始めとした国内外のパートナーとの提携や、資本市場からの資金調達により、研究開発資金の調達に努めてまいります。

⑥ 企業基盤の強化

当社は優秀な人材を積極的に採用し、新たな抗体医薬品の開発をさらに積極的に進めてまいります。また、ジェンダーや国籍を問わず、働きやすく、やりがいのある職場づくりに継続的に取り組み、従業員の成長を促すことで企業基盤の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

医薬品事業

(6) 主要な営業所及び工場（2026年３月31日現在）

本　　社	東京都中央区
名古屋ラボ	愛知県名古屋市

(7) 従業員の状況（2026年３月31日現在）

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名（２名）	５名増（－名）	49.3歳	7.3年

（注）使用人数は就業人員であり、嘱託社員・派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　24,000,000株

(2) 発行済株式の総数　16,999,600株

(注) 新株予約権の行使による株式の発行により、発行済株式の総数は2,250,100株増加しております。

(3) 株主数　12,369名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大和証券株式会社	498,100株	2.93%
株式会社SBI証券	411,800	2.42
三菱UFJキャピタル株式会社	284,910	1.68
富士フイルム株式会社	236,610	1.39
楽天証券株式会社共有口	224,200	1.32
松井証券株式会社	218,400	1.28
野村證券株式会社	162,696	0.96
株式会社キースジャパン	151,500	0.89
山口晴輝	140,500	0.83
山田敏行	100,000	0.59

(注) 持株比率は、自己株式90株を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第２２回新株予約権	第２４回新株予約権
発行決議日	2019年６月20日	2020年10月13日
新株予約権の数	11,950個（注）１、２	596個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　358,500株（注）１、２	普通株式　59,600株（注）１
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　3,980個 目的となる株式の数　119,400株 保有者数　１名	新株予約権の数　200個 目的となる株式の数　20,000株 保有者数　１名
社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　550個 目的となる株式の数　16,500株 保有者数　１名	新株予約権の数　－ 目的となる株式の数　－ 保有者数　－
取締役（監査等委員）	新株予約権の数　－ 目的となる株式の数　－ 保有者数　－	新株予約権の数　40個 目的となる株式の数　4,000株 保有者数　１名
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価額	新株予約権１個当たり　11,714円 （１株当たり391円）（注）２	新株予約権１個当たり　39,100円 （１株当たり391円）
新株予約権の権利行使期間	2021年６月21日から 2029年６月20日まで	2022年10月14日から 2030年10月13日まで
新株予約権の行使の条件	（注）３	（注）４

	第２６回新株予約権	第２７回新株予約権
発行決議日	2020年12月17日	2022年６月23日
新株予約権の数	750個（注）１	3,690個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　75,000株（注）１	普通株式　369,000株（注）１
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　－ 目的となる株式の数　－ 保有者数　－	新株予約権の数　1,640個 目的となる株式の数　164,000株 保有者数　３名 （注）５
社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　－ 目的となる株式の数　－ 保有者数　－	新株予約権の数　400個 目的となる株式の数　40,000株 保有者数　２名
取締役（監査等委員）	新株予約権の数　30個 目的となる株式の数　3,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　120個 目的となる株式の数　12,000株 保有者数　３名
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価額	新株予約権１個当たり　39,100円 （１株当たり391円）	新株予約権１個当たり　42,400円 （1株当たり424円）
新株予約権の権利行使期間	2022年12月18日から 2030年12月17日まで	2024年６月24日から 2032年６月23日まで
新株予約権の行使の条件	（注）４	（注）６

（注）１．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

２．2019年12月11日付で行った１株を30株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

３．新株予約権の行使の条件等は以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後６ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4．新株予約権の行使の条件等は以下のとおりであります。

① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後６ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5．上記のうち、取締役１名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

6．新株予約権の行使の条件等は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役（監査等委員である者を含む。）、監査役、執行役員、従業員又は顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2025年12月17日開催の取締役会において、第三者割当による第29回新株予約権の発行及び第三者割当契約の締結を決議し、2026年１月５日に割当を行いました。

割当日	2026年１月５日
発行新株予約権数	36,800個
発行価額	総額2,980,800円（新株予約権１個当たり81円）
当該発行による潜在株式数	3,680,000株（新株予約権１個につき100株） 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額（下記「行使価額及び行使価額の修正条件」において定義します。）は139円（但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、3,680,000株です。
資金調達の額	930,380,800円（差引手取概算額）（注）
増加する資本金及び資本準備金	会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額は、255円です。 本新株予約権の行使価額は、各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。以下「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。）の92%に相当する金額（１円未満の端数を切り捨てた金額）に修正されます。但し、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第１項に定義される制限超過行使（以下「制限超過行使」といいます。）に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2025年12月17日の取引所終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 上記の計算による修正後の行使価額が139円（但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定に準じて調整を受けます。）（以下「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限を含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。 また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
行使期間	2026年１月６日から2028年１月５日までとします。

その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。 本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。

（注）本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	横川　拓哉	
取締役執行役員	鈴川　信一	管理部長
取締役執行役員	萩原　真二	研究開発部長
取締役	小南　欽一郎	テック＆フィンストラテジー株式会社　代表取締役 セルスペクト株式会社　社外取締役 Delta-Fly Pharma株式会社　社外取締役 株式会社Veritas In Silico　社外取締役 株式会社イーガイア　社外取締役 株式会社レプリテック　社外取締役 株式会社TransMed　取締役
取締役	花井　陳雄	株式会社島津製作所　社外取締役 ヘパリスファーマ株式会社　社外取締役 ノイルイミューン・バイオテック株式会社　社外取締役 株式会社リバネス　取締役
取締役 （常勤監査等委員）	長清　達矢	ジャパニアス株式会社　社外取締役 株式会社ビードットメディカル　社外監査役
取締役 （監査等委員）	堀内　正	慶應義塾大学病院　臨床研究推進センター　訪問教授
取締役 （監査等委員）	大野　貴史	大野公認会計士事務所　代表 株式会社ワークポート　社外監査役

（注）１．取締役の小南欽一郎氏及び花井陳雄氏並びに監査等委員である取締役の長清達矢氏、堀内正氏及び大野貴史氏は社外取締役であります。

2. 取締役の長清達矢氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行役員会等の取締役会以外の重要な社内会議へ出席するほか、日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門等と連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 監査等委員の大野貴史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款第28条第２項の規定に基づき、いずれも社外取締役である小南欽一郎氏、花井陳雄氏、常勤監査等委員の長清達矢氏、監査等委員の堀内正氏及び同大野貴史氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役等を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害などは補填の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、監査等委員を除く取締役の報酬等の決定方針として2021年２月22日開催の取締役会で決議し、その後取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を従来以上に強化する観点から、報酬委員会を設置しました。

a. 決定方針の内容及び決定プロセスについて

(a) 基本報酬に関する事項

株主総会において決議されている監査等委員を除く取締役の報酬限度額（年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。））を前提として、「代表取締役たる取締役」、「取締役」及び「非常勤取締役」の３つに区分し、月額でかつ固定額として貢献度を勘案して総合的に判断し、各取締役の報酬を定めることとしており、報酬委員会の報告・提言を踏まえ、取締役会が行うこととしています。

(b) 業績連動報酬等に関する事項

当面の間支給は見合わせることとしております。

(c) 非金銭報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を含む）に対して、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、非金銭報酬等の付与を可能としております。非金銭報酬等として新株予約権を発行する場合、個別の取締役に付与することとなる新株予約権の個数は、報酬委員会において個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績を総合考慮の上行われる提言を踏まえ、取締役会にて決定いたします。

(d)　金銭報酬の額、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を含む）の報酬等の種類ごとの割合を、基本報酬と非金銭報酬等とで最大で概ね1対1となることを目安とします。

(e)　個人別報酬の決定プロセス

当社取締役の個人別の報酬等に係る事項は、報酬委員会で検討の上、取締役会への報告及び提言を経て、取締役会にて決定いたします。また、監査等委員の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議で決定いたします。

b.　当事業年度における取締役個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役個人別の報酬等の内容は、a.で記載した基本方針の内容及びプロセスのとおりに決定されていたことを取締役会として確認したことから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	60,840千円 (7,200千円)	60,840千円 (7,200千円)	－ (－)	－ (－)	5名 (2名)
取締役監査等委員 （うち社外取締役監査等委員）	12,000千円 (12,000千円)	12,000千円 (12,000千円)	－ (－)	－ (－)	3名 (3名)
合計 （うち社外役員）	72,840千円 (19,200千円)	72,840千円 (19,200千円)	－ (－)	－ (－)	8名 (5名)

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2020年６月29日開催の第20回定時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。なお、当該株主総会決議に係る監査等委員を除く取締役の員数は５名、監査等委員である取締役の員数は３名であります。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　　分	氏　　名	重　要　な　兼　職　の　状　況
取締役	小南　欽一郎	テック＆フィンストラテジー株式会社　代表取締役 セルスペクト株式会社　社外取締役 Delta-Fly Pharma株式会社　社外取締役 株式会社Veritas In Silico　社外取締役 株式会社イーガイア　社外取締役 株式会社レプリテック　社外取締役 株式会社TransMed 取締役　(注) 1
取締役	花井　陳雄	株式会社島津製作所　社外取締役 ヘパリスファーマ株式会社　社外取締役 ノイルイミューン・バイオテック株式会社　社外取締役 株式会社リバネス　取締役　(注) 2
取締役監査等委員	長清　達矢	ジャパニアス株式会社　社外取締役 株式会社ビードットメディカル　社外監査役　(注) 3
取締役監査等委員	堀内　正	慶應義塾大学病院　臨床研究推進センター　訪問教授　(注) 4
取締役監査等委員	大野　貴史	大野公認会計士事務所　代表 株式会社ワークポート　社外監査役　(注) 5

(注) 1．テック＆フィンストラテジー株式会社、セルスペクト株式会社、Delta-Fly Pharma株式会社、株式会社Veritas In Silico、株式会社イーガイア、株式会社レプリテック、株式会社TransMedと当社との間には特別の関係はありません。

(注) 2．株式会社島津製作所、ヘパリスファーマ株式会社、ノイルイミューン・バイオテック株式会社、株式会社リバネスと当社との間には特別の関係はありません。

(注) 3．ジャパニアス株式会社、株式会社ビードットメディカルと当社との間には特別の関係はありません。

(注) 4．慶應義塾大学病院と当社との間には特別の関係はありません。

(注) 5．大野公認会計士事務所、株式会社ワークポートと当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小南　鈊一郎	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席しました。主にバイオ分野における国内外での研究経験及び証券会社・ベンチャーキャピタリストとしての金融戦略構築経験を活かし、経営全般に関する助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役	花井　陳雄	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席しました。製薬企業経営者、抗体医薬開発者としての豊富な知識と経験を活かし、経営全般に関する助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役監査等委員	長清　達矢	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。内部統制、リスク管理部門及び監査役としての経験を踏まえ、助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役監査等委員	堀内　正	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。製薬企業及び研究機関における製薬、薬学、知財及び監査に関する豊富な知識と経験から助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。
取締役監査等委員	大野　貴史	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。公認会計士及び税理士としての高度な知見や、財務、会計及び税務に関する豊富な経験に基づいた助言・提言を行い、独立した立場から経営陣の監督を務めております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　史彩監査法人

（注）当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2025年６月27日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	史彩監査法人	有限責任 あずさ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,100千円	1,271千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,100千円	1,271千円

（注）１．監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると認め、同意の判断をいたしました。

２．当社と会計監査人との間の監査計画においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上監査に対する報酬の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できていないことから、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度においては、会計監査人に非監査業務は委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害する等の事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員会規程に基づき、会計監査人の解任又は会計監査人の不再任を株主総会の付議案件とすることといたします。

6．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

～～～

貸 借 対 照 表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,608,859**	**流動負債**	**65,441**
現金及び預金	1,515,346	未払金	25,904
売掛金	18,123	未払費用	32,671
製品	1,719	未払法人税等	1,927
仕掛品	2,142	預り金	4,939
貯蔵品	3,257	**固定負債**	**340,330**
前渡金	4,630	長期預り金	340,330
前払費用	8,864	**負債合計**	**405,771**
未収消費税等	34,092	**(純資産の部)**	
その他	20,682	**株主資本**	**1,137,388**
固定資産	**14,682**	**資本金**	**751,161**
有形固定資産	**0**	**資本剰余金**	**1,104,366**
建物附属設備	0	資本準備金	1,104,366
工具器具備品	0	**利益剰余金**	**△718,108**
無形固定資産	**0**	その他利益剰余金	△718,108
その他	0	繰越利益剰余金	△718,108
投資その他の資産	**14,681**	**自己株式**	**△30**
差入保証金	14,681	**新株予約権**	**80,381**
		純資産合計	**1,217,770**
資産合計	**1,623,541**	**負債純資産合計**	**1,623,541**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年４月 １日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**135,507**
売上原価		**19,343**
売上総利益		**116,164**
販売費及び一般管理費		**861,120**
営業損失		**744,955**
営業外収益		
受取利息	5,044	
業務受託料	236	
助成金収入	53,311	
為替差益	13,835	
その他	5	72,432
営業外費用		
新株予約権発行費	6,040	
株式交付費	357	6,398
経常損失		**678,921**
特別損失		
減損損失	37,260	37,260
税引前当期純損失		**716,181**
法人税、住民税及び事業税	1,927	1,927
当期純損失		**718,108**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年４月 １日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,437,908	2,723,798	－	2,723,798	△3,808,501
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	251,161	251,161		251,161	
減資	△1,937,908	△1,870,593	3,808,501	1,937,908	
欠損填補			△3,808,501	△3,808,501	3,808,501
当期純損失（△）					△718,108
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△1,686,746	△1,619,431	－	△1,619,431	3,090,392
当期末残高	751,161	1,104,366	－	1,104,366	△718,108

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△3,808,501	△21	1,353,183	79,223	1,432,406
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)			502,323		502,323
減資					
欠損填補	3,808,501				
当期純損失（△）	△718,108		△718,108		△718,108
自己株式の取得		△9	△9		△9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				1,158	1,158
当期変動額合計	3,090,392	△9	△215,794	1,158	△214,636
当期末残高	△718,108	△30	1,137,388	80,381	1,217,770

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月15日

株式会社ペルセウスプロテオミクス
　取締役会　御中

史彩監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　　肇
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　裕　之

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ペルセウスプロテオミクスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基

準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの、第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

（１）監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当者等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

（２）事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

（３）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月19日

株式会社ペルセウスプロテオミクス　監査等委員会

常勤監査等委員　長清　達矢　㊞

監査等委員　堀内　正　㊞

監査等委員　大野　貴史　㊞

（注）常勤監査等委員長清達矢、監査等委員堀内正及び監査等委員大野貴史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款の一部変更の件

１．変更の理由

（１）今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

（２）当社の事業拡大に向け機動的な資本政策の実行を可能にするため、第6条の発行可能株式総数を増加させるものであります。

（３）増員または補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く）が取締役に就任した場合の任期を明確にするため第20条に当該取締役の任期を新たに定めるものです。

（４）現行定款第29条を、常勤の監査等委員を「選定する」から、「選定できる」旨に変更するものであります。当社は、内部監査部門と監査等委員会との連携強化、監査等委員会への各部門からの報告体制の整備及び内部統制システムの充実をこれまで図ってきたことにより、常勤の監査等委員を選定しない場合においても、同等以上の品質で監査を遂行できる環境を整備しております。今後も、監査等委員全員の連携のもと、実効性の高い監査を継続的に実施してまいります。

（５）「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）の施行により、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもと、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となっております。

　このような法改正を受け、当社といたしましては、バーチャルオンリー株主総会を開催可能とすることで、感染症や自然災害等発生時の開催リスク低減を図り、遠隔地の株主様を含めより多くの株主の皆様が出席しやすくし、もって株主総会の更なる活性化・効率化を図ることが、株主の皆様の利益に資すると考え、選択可能な株主総会の開催方式を拡充するよう、現行定款第12条に２項の追加を行うものであります。

　なお、本議案が可決された場合には、当社の取締役会において株主総会の開催の都度、株主の皆様の利益に最大限配慮しつつ、感染症対策を始めとする社会的要請、ステークホルダーの皆様のご意見及び当社独立社外役員の客観的視点に基づく意見等を踏まえて、慎重に開催方式を検討してまいります。

　また、当社は、本変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けています。

（６）機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に掲げる事項（自己株式の取得、欠損填補のため準備金の減少、損失の処理・任意積立金の積立その他剰余金の処分および剰余金の配当に関する事項）を取締役会の権限においておこなうことが可能になるよう、変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)医薬品、医薬部外品、化粧品の研究開発及び製造販売 (2)試薬の開発及び製造販売 (3)ゲノム情報から予測される機能を有する食品、化学物質の開発及び製造販売 (4)上記の開発に伴う受託業務 (5)前各号に付帯する一切の業務	第１章　総則 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)医薬品（治療薬及び診断薬）、医薬部外品、動物用医薬品、化粧品、医療・生命科学関連工業製品の研究、開発及び製造、輸出入、販売 (2)試薬の研究、開発及び製造、輸出入、販売 (3)ゲノム情報から予測される機能を有する食品、化学物質の研究、開発及び製造、輸出入、販売 (4)上記の研究、開発に伴う受託業務、請負業務、委託業務、コンサルティング業務、労働者派遣事業 (5)前各号に付帯する一切の業務
第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。	第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。
第３章　株主総会 （招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 （新設）	第３章　株主総会 （招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 ２．当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会 （任期） 第20条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） ３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。	第４章　取締役及び取締役会 （任期） 第20条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。 ４．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第５章　監査等委員会 （常勤監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。	第５章　監査等委員会 （常勤監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
第７章　計算 （新設） （中間配当） 第38条　（条文省略） （配当金の除斥期間） 第39条　（条文省略）	第７章　計算 （剰余金の配当等の決定機関） 第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 （中間配当） 第39条　（現行どおり） （配当金の除斥期間） 第40条　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役５名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	横川 拓哉（よこかわ たくや） (1960年10月13日)	1985年 4月　富士写真フイルム株式会社（現 富士フイルム株式会社)入社 1996年10月　同社　足柄研究所主任研究員 2004年 4月　同社　R&D統括本部材料研究本部　デジタル＆フォトイメージング材料研究所　研究担当部長 2007年 6月　同社　R&D統括本部　ライフサイエンス研究所副所長兼ライフサイエンス事業部事業開発室技術担当部長 2008年 7月　富山化学工業株式会社（現 富士フイルム富山化学株式会社）　出向 2009年 6月　富士フイルム株式会社　R&D統括本部医薬品研究所所長 2013年 9月　同社　再生医療事業推進室室長　兼　医薬品事業部次長 2015年 4月　同社　再生医療事業推進室マネージャー兼　(社)再生医療イノベーションフォーラム　出向（運営委員長） 2017年12月　同社　ヘルスケア事業推進室マネージャー 2018年 3月　当社　取締役 2018年 6月　当社　代表取締役社長（現任） 2019年 1月　当社　執行役員（現任）	60,600株
	【選任理由】 横川拓哉氏は、事業会社における創薬の研究開発に長年携わり、当社代表取締役として当社事業を精力的に推進しております。同氏は取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定を行い、職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	萩原 真二（はぎわら しんじ） （1965年３月23日）	1989年４月　サンド薬品株式会社（現 ノバルティスファーマ株式会社）入社 2001年５月　グラクソ・スミスクライン株式会社入社 生物科学研究部　チームリーダー 2007年２月　富士フイルム株式会社入社　医薬品ヘルスケア研究所　主任研究員 2013年10月　同社　医薬品ヘルスケア研究所　薬理研究部　統括マネージャー 2021年11月　当社入社　事業開発部長　兼　研究開発部副部長 2022年６月　当社　執行役員　研究開発部長（現任） 2023年６月　当社　取締役（現任）	－株
	【選任理由】 萩原真二氏は、複数の製薬企業において、新規技術開発、臨床開発、組織マネジメントに関する豊富な知識と経験を有しており、現在は当社の研究開発部長を務めております。同氏は、当社の基幹事業である創薬事業の推進に不可欠な識見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3※	棚橋 進（たなはし すすむ） （1963年2月13日）	1986年4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 2001年10月　同社　営業本部感材部業務課主査 2009年2月　同社　コンシューマー営業本部課長 2010年10月　同社　イメージング事業部担当部長 2011年1月　富士フイルムホールディングス株式会社経営企画部担当部長 2017年6月　富士フイルムファーマ株式会社　代表取締役社長 2019年6月　富士フイルム富山化学株式会社　代表取締役副社長 2022年3月　PDRファーマ株式会社　代表取締役社長 2024年8月　富士フイルム富山化学株式会社　社長付特命部長 2025年12月　当社　事業開発部長（現任） 2026年4月　当社　執行役員管理部副部長（現任）	－株
	【選任理由】 棚橋進氏は、国内の製薬企業において、豊富な経営経験と営業経験を有しております。当社入社後は事業開発部長として業務に従事しており、これらの経験と知見を活かし、当社取締役として当社の経営に大きく貢献していただけると確信しておりますことから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	小南 欽一郎（こみなみ きんいちろう） （1967年1月20日）	1994年 7月　英国王立癌研究所　博士取得後研究員 1998年 9月　九州大学　生体防御医学研究所　文部教官助手 2001年 6月　野村證券株式会社入社 野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社　出向 2011年 6月　同社　投資部　エグゼクティブ・ディレクター 2013年 4月　野村證券株式会社　金融公共公益法人部　課長 2015年 8月　みずほ証券株式会社入社　法人グループディレクター 2017年 9月　テック＆フィンストラテジー株式会社代表取締役（現任） 2017年10月　セルスペクト株式会社　社外取締役(現任) 2018年 6月　当社　社外取締役（現任） Delta-Fly Pharma株式会社　社外取締役（現任） 2019年 8月　株式会社Veritas In Silico　社外取締役（現任） 2021年 8月　株式会社イーガイア　社外取締役（現任） 2021年12月　株式会社再生医療iPS　Gateway Center（現 株式会社レプリテック）社外取締役（現任） 2022年 2月　株式会社TransMed　取締役（現任） （重要な兼職の状況） テック＆フィンストラテジー株式会社　代表取締役 セルスペクト株式会社　社外取締役 Delta-Fly Pharma株式会社　社外取締役 株式会社Veritas In Silico　社外取締役 株式会社イーガイア　社外取締役 株式会社レプリテック　社外取締役 株式会社TransMed　取締役	60,000株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 小南欽一郎氏は、バイオ分野における国内外での研究経験及び証券会社・ベンチャーキャピタリストとしての金融戦略構築経験を有しております。同氏は創薬事業の開発や資本政策等について社外取締役として中長期的な視点から的確なご意見をいただいており、当社の企業価値向上に寄与していただけると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	花井陳雄（はないのぶお） （1953年4月30日）	1976年４月　協和発酵工業株式会社入社 2003年２月　BioWa, Inc.社長 2006年６月　協和発酵工業株式会社　執行役員 2008年10月　協和発酵キリン株式会社（現 協和キリン株式会社）執行役員開発本部長 2009年４月　同社　常務執行役員開発本部長 2009年６月　同社　取締役常務執行役員 2010年３月　同社　取締役専務執行役員 2012年３月　同社　代表取締役社長 2018年３月　同社　代表取締役会長 2019年３月　同社　取締役会長 2020年５月　株式会社リバネスキャピタル　取締役 2020年６月　株式会社島津製作所　社外取締役（現任） 2021年３月　当社　社外取締役（現任） 2021年６月　アキュリスファーマ株式会社　社外取締役 2023年10月　ヘパリスファーマ株式会社　社外取締役（現任） 2023年12月　レナリスファーマ株式会社　社外取締役 2024年３月　ノイルイミューン・バイオテック株式会社　社外取締役（現任） 2025年6月　株式会社リバネス　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社島津製作所　社外取締役 ヘパリスファーマ株式会社　社外取締役 ノイルイミューン・バイオテック株式会社　社外取締役 株式会社リバネス　取締役	－株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 花井陳雄氏は、国内外の製薬企業における抗体医薬品の研究開発実績や、製薬企業の経営者としての豊富な知見を有しております。同氏は社外取締役として中長期的な視点からパイプライン開発やその他事業について有益な助言を頂戴しており、当社の企業価値向上に寄与していただけるものと考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．小南欽一郎氏及び花井陳雄氏は、社外取締役候補者であります。
４．小南欽一郎氏の当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
５．花井陳雄氏の当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年３ケ月となります。
６．当社は、小南欽一郎氏及び花井陳雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、各候補者との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しておりません。
８．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
９．当社は、小南欽一郎氏及び花井陳雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である長清達矢氏及び堀内正氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1※	松本（まつもと）　尚（たかし） (1962年11月12日)	1989年４月　株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)入行 2001年10月　同社 企業投資部　投資第２グループ長 2003年10月　あおぞらインベストメント株式会社出向 投資営業第一部長 2007年５月　同社　営業推進部長 2007年10月　同社　常務取締役 2009年12月　イノベーション・エンジン株式会社入社 インベストメント・パートナー(現任) 2014年６月　株式会社グリーンペプタイド(現ブライトパス・バイオ株式会社)社外取締役 2016年10月　ORTHOREBIRTH株式会社　社外取締役 2021年12月　株式会社Veritas In Silico　社外取締役 （重要な兼職の状況） イノベーション・エンジン株式会社　インベストメント・パートナー	－株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 松本尚氏は金融分野における長年の業務経験を有し、インベストメントバンクで企業のファイナンスや戦略的金融政策の立案・実行に携わって来ました。ライフサイエンス分野への出資については20年以上の豊富な経験があり、本分野での経営支援の経験も有しています。同氏が有する専門的知見と経験に基づいた的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2※	西垣 扶佐子（にしがき ふさこ） (1959年９月14日)	1982年４月　藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製薬株式会社)　入社 2005年４月　同社　研究本部 薬理研究所 主管研究員 2014年４月　同社　研究本部 再生医療研究所 主管研究員 2014年４月　一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム(FIRM)運営副委員長 2014年４月　文部科学省　再生医療支援人材育成コンソーシアム協議会 委員 2017年10月　FIRM国際委員長 2019年10月　株式会社ヘリオス　研究部 マネージャー／エキスパート 2020年７月　日本医療研究開発機構(AMED)「再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト」課題評価委員(現任) 2025年４月　株式会社産学連携研究所　ライフサイエンスコーディネーター(現任) 2025年５月　メディカルグローン株式会社　顧問(現任) 2025年７月　UntroD Capital Japan株式会社　顧問(創薬)(現任) （重要な兼職の状況） 日本医療研究開発機構(AMED)「再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト」　課題評価委員 株式会社産学連携研究所　ライフサイエンスコーディネーター メディカルグローン株式会社　顧問 UntroD Capital Japan株式会社　顧問(創薬)	－株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 西垣扶佐子氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、国内大手製薬会社及びバイオベンチャーにて医薬品及び再生医療等製品の研究開発に従事し、基礎研究から臨床開発・承認申請までの広範囲のステージを手掛けた豊富な経験と実績を有しております。当該見識を活かして当社の経営に対する監督、助言等をいただけるものと考え、社外取締役候補者としております。		

（注）１．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
４．各候補者の選任が承認された場合は、同両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
５．当社は、各候補者との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しておりません。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます）を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
島戸 圭輔（しまと けいすけ） (1976年２月26日)	2002年10月　弁護士登録 2002年10月　二番町法律事務所　入所（現任） 2025年６月　公益社団法人日本精神神経学会　外部監事（現任） （重要な兼職の状況） 公益社団法人日本精神神経学会　外部監事（現任）	－株

【選任理由及び期待される役割の概要】

島戸圭輔氏は、医療関係を中心とした弁護士業務の他、大学病院の外部監査委員等、法律家としてだけでなく、外部監査委員としての経験も有しており、当社の経営に対する監督、助言をいただけると考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．島戸圭輔氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．島戸圭輔氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．島戸圭輔氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます）を当該保険契約によって填補することとしております。島戸圭輔氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．島戸圭輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋一丁目３番13号　東京建物日本橋ビル３階
　　コングレスクエア日本橋　ホールD
　　TEL：03－3275－2088

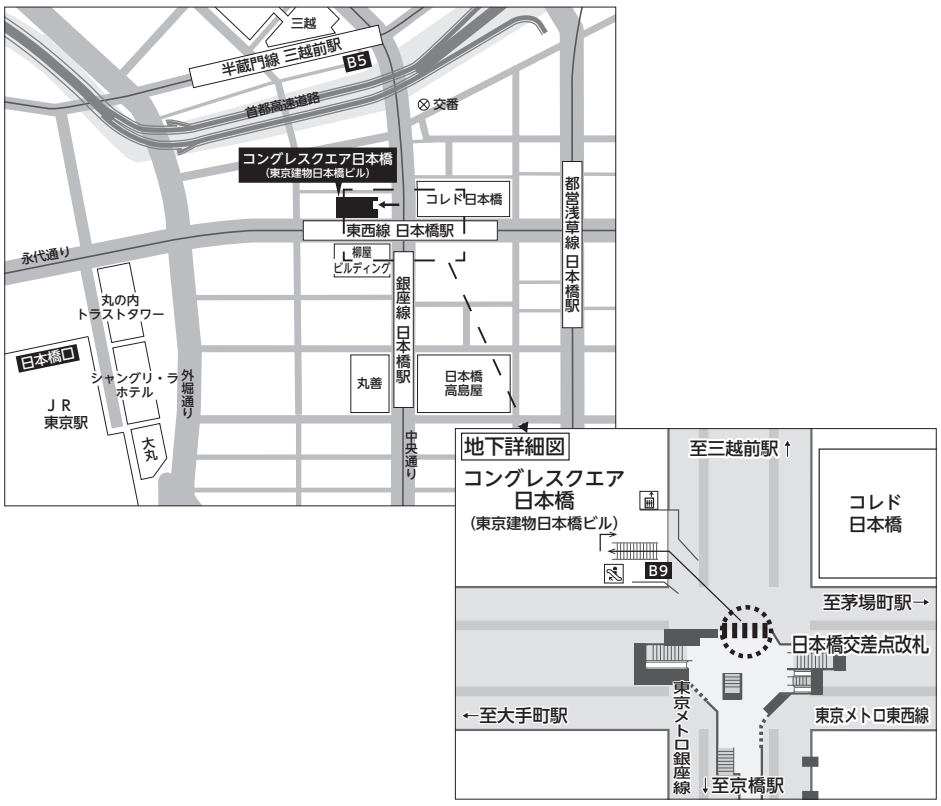

交通　東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅　Ｂ９出口直結
　　東京メトロ半蔵門線「三越前」駅　Ｂ５出口より徒歩３分
　　ＪＲ線「東京」駅 日本橋口より徒歩５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。